

③ **【判決3】東京地判令和 5・3・28(令3(ワ)11078号)**

〈労働者性は否定されたが、労働基準法附則137条(期間の定めのある労働契約を締結した労働者は1年経過以降、いつでも退職することができる)の類推適用)

実態において、アイドルグループのメンバーYらは芸能プロダクションXの代表者Aの強固な指揮命令下にあり、諾否の自由は実際上なかった。XはYらに対して、芸能活動を拒否したことの損害賠償約1500万円を請求したが、認められていない。

本件では、定期的なレッスンはなく、ほぼYらの自習に委ねられていた。また、Xの代表者Aは、Yらに対し、私的な外出や帰宅を報告させたり、日常的に深夜・未明のビデオ通話を求めたりした上に、Aが不適切な発言を行うこともあった。なお、Yらに報酬が支払われたこともなかった。

④ **【判決4】大阪地判令和 5・4・21(判タ 1514 号 176 頁)**

〈労働基準法上の労働者〉労働基準法適用

男性アイドルYが労働者と認められ、専属マネジメント契約上の違約金条項が労働基準法16条違反で無効とされた。

契約には、「事務所の承諾なしに脱退できない」とする規定のほか、「違反1回で200万円」との違約金条項が盛り込まれており、本件では約1000万円の違約金が請求されていた。

⑤ **【判決5】東京地判令和 6・7・8(判タ 1531 号 247 頁)**

〈準委任〉民法656条が準用する651条1項(委任の解除)適用

本件専属マネジメント契約は、Xら(カップル Youtuber)の芸能活動におけるマネジメントを主たる目的とし、委任者(Xら)のために締結されたものである。そして、委任者は、明らかに解除権を放棄したと認められる特段の事情がない限り、民法656条が準用する651条1項の規定により、いつでも委任契約の解除をすることができるものと解するのが相当。

3. 本指針(特定実演家ガイドライン)の特徴・課題等

① 実演家と芸能事務所間の取引等に関する独禁法に関する初の包括的な指針

② (フリーランス法ではなく)独禁法の観点からの記述が中心

- 判例上、専属マネジメント契約の法的性格の評価は、準委任、雇用類似、雇用契約が入り混じる…独禁法であれば、いずれの契約形態であっても規制可能(フリーランス法上の受託者(フリーランス)は事業者に限定)

③ 「特に」若年実演家(若年者・若年層)に関しては、問題が起きやすく「留意が必要」と強調

- 「実演家が若年層の場合は、若年であることによる特段の配慮が必要であり、本指針の行動指針に沿って対応することが特に重要である。」(4頁)
- 「⑪業務の強制」、「⑫契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと」など参照
- 判決からも若年者はハラスメント、搾取の対象となりやすいことが窺われる。

④ ①～⑰の大半の項目に関して、基本的に「十分に説明・協議すること、契約上明記すること、合理的な内容であること」が望ましい対応とされている

- 「①専属義務に係る契約期間の設定」、「④移籍・独立に係る金銭的給付の要求」、「⑧成果物に係る各種権利等の利用許諾」、「⑨芸名・グループ名の使用制限」、「⑩報酬に関する一方的決定」、「⑪業務の強制」、「⑫契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと」、「⑬実演家に対する実演等に係る取引内容の明示」、「⑭実演家報酬に係る明細等の明示」、「⑮業務依頼時の十分な交渉、契約条件の書面等での明示」など参照
- 契約が口頭、もしくは重要事項に関し、契約上明記していない事案が少なくない。
- 「合理的」な内容の詳細は不明 ← 指針は、【芸能事務所による育成等の費用と適切な水準の収益の確保・回収】と【実演家が能力を発揮できること】の両立が重要と捉えており(2頁参照)、これらが両立できる契約条件等を当事者らが模索していくことを期待しているように見受けられる。
- いずれにせよ、契約期間、専属契約の在り方、競業避止義務規定、報酬分配の割合(契約での定め方)、著作権の二次使用料、パブリシティ権に関する規定など、様々な規定について見直していく必要があるということが示唆されていると思われる。

⑤ やむを得ない事由があるときには、フリーランスの側から、違約金無しで解約できるとの規定がフリーランス法に必要ではないか。

- 損害賠償や違約金の可能性をちらつかせて、意に沿わない芸能活動を強制する、もしくは、契約を存続させようとする事例多し。報復的な嫌がらせの違約金請求も少なくない。
- 優越的地位の濫用(独禁法2条9項5号、指針「④移籍・独立に係る金銭的給付の要求」、「⑤移籍・独立を希望する実演家に対する妨害」、「⑥移籍・独立した実演家に対する妨害」、「⑪業務の強制」等参照)、不当な経済上の利益の提供要請(フリーランス法5条2項1号、取適法4条2項2号)等で対応可能かもしれないが、フリーランス側からの解約権を正面から取り扱っているわけではない。

⑥ 指針をどのように浸透させるか、「指針」でよいか

- 芸能事務所は大小 1000~2000 社あると言われている。とりわけ小規模事務所にどのように浸透させるのか。
- 指針は、実演家側にも、契約内容の不明点を事務所や弁護士等に確認・質問するなどして、契約内容を十分に理解した上で契約の締結・更新をすることを求めている(26頁)。
- 【参考】韓国について
 (1)芸能事務所は大衆文化芸術企画業者として登録する必要がある(大衆文化芸術産業発展法26条)。
 (2)様々な標準契約制度を整えている。「大衆文化芸術人標準専属契約書」(歌手中心と演技者中心の2バージョン)、「大衆文化芸術分野の練習生標準契約書」+(19歳未満)「青少年大衆文化芸術家(または練習生)標準付属合意書」・・・標準契約書の使用で映画製作に関する公的助成などを優先的に受けられる(大衆文化芸術産業発展法8条)

【参考】内閣官房・公取委「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」(2025・9・30)

| | | |
|--------------|---------|---|
| 実演家と芸能事務所の取引 | 専属義務の期間 | P6:①専属義務に係る契約期間の設定(優越、排他、拘束、欺瞞) P9:②期間延長請求権(優越、排他、拘束、欺瞞) |
| | 競業避止義務 | P11:③競業避止義務等の規定(優越、排他、拘束) |
| | | |

| | | |
|---------------------|--------------|---|
| | 等 | |
| | 移籍・独立に係る妨害行為 | P13:④移籍・独立に係る金銭的給付の要求(優越、排他、拘束、フリーランス法、取適法) |
| | | P15:⑤移籍・独立を希望する実演家に対する妨害(優越、妨害) |
| | | P16:⑥移籍・独立した実演家に対する妨害(妨害) |
| | | P18:⑦共同又は事業者団体による移籍制限等(不当な取引制限、共同の取引拒絶) |
| | 実演家の権利に対する行為 | P19:⑧成果物に係る各種権利等の利用許諾(単独の取引拒絶) |
| | | P20:⑨芸名・グループ名の使用制限(単独の取引拒絶、妨害、欺瞞) |
| | 実演家の待遇に関する行為 | P22:⑩報酬に関する一方的決定(優越、フリーランス法、取適法) |
| | | P24:⑪業務の強制(優越、フリーランス法、取適法) |
| | 契約の透明性を妨げる行為 | P25:⑫契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと(優越、欺瞞、優越誘発、フリーランス法、取適法) |
| | | P28:⑬実演家に対する実演等に係る取引内容の明示(優越誘発、フリーランス法、取適法) |
| | | P29:⑭実演家報酬に係る明細等の明示(優越誘発) |
| 放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引 | 取引条件 | P30:⑮業務依頼時の十分な交渉、契約条件の書面等での明示(優越誘発、優越) |
| レコード会社と芸能事務所・実演家の取引 | 契約終了後の活動制限 | P32:⑯実演禁止条項の規定(優越、排他、拘束) P34:⑰再録禁止条項(優越、排他、拘束) |

【略称例】

不当な取引制限(独禁法 2 条6項)、優越＝優越的地位の濫用(独禁法 2 条 9 項 5 号)、優越誘発＝優越的地位の濫用を誘発する行為、共同の取引拒絶(一般指定 1 項)、単独の取引拒絶(一般指定 2 項)、欺瞞＝欺瞞的顧客誘引(一般指定 8 項)、排他＝排他条件付取引(一般指定 11 項)、拘束＝拘束条件付取引(一般指定 12 項)、妨害＝取引妨害(一般指定 14 項)

(専修大学法学研究所、一般社団法人日本芸能従事者協会主催 アーツワーカーズシンポジウム「芸能従事者の働き方と法③【公取委の指針と改正安衛法でどう変わるか】2026.2.17)